

<施設・事業所内でインフルエンザが発生した場合>

診断した医師により症状や所見からインフルエンザが疑われ、次のいずれかに該当する場合は、速やかに保健所保健医療政策課感染症対策係及び福祉部長寿支援課施設係に報告してください。

- ① 死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合
- ② 患者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、特に施設長が報告を必要と認めた場合

<報告様式等>

初回報告は、様式1「インフルエンザ様疾患の発生報告（初回報告用）」により報告してください。また、継続報告は、様式2「施設におけるインフルエンザ様症状の発生状況報告書（継続用）」により報告してください。

連絡先

下関保健所保健医療政策課感染症対策係

電話：231-1530

FAX：231-1376

下関市福祉部長寿支援課施設係

電話：231-1168

FAX：231-1948